

理容所・美容所を開設される方へ

(令和3年1月版)

○理容所とは

「理容」とは、頭髮の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいい、「理容所」とは、理容の業を行うために設けられた施設をいいます。

理容業は、理容師の資格を取得している人でなければ、行うことはできません。

○美容所とは

「美容」とは、パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいい、「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいいます。

美容業は、美容師の資格を取得している人でなければ、行うことはできません。

1 手続きの流れ

- 1 事前相談 …構造設備やその他の事項について、工事を始める前に図面等を持参の上ご相談ください。
- 2 書類の提出 …開設には以下の書類が必要です。開設希望日の1～2週間前を目安に、届出をしてください。
- 3 施設の検査 …施設が完成し、必要な器具・薬品の準備が終了しましたら、港北福祉保健センターの職員が施設の検査に伺います。
- 4 開設 …基準に適合していることを横浜市保健所長が確認した後、営業を開始することができます。確認後ご連絡しますので、速やかに適合確認書を受領してください。

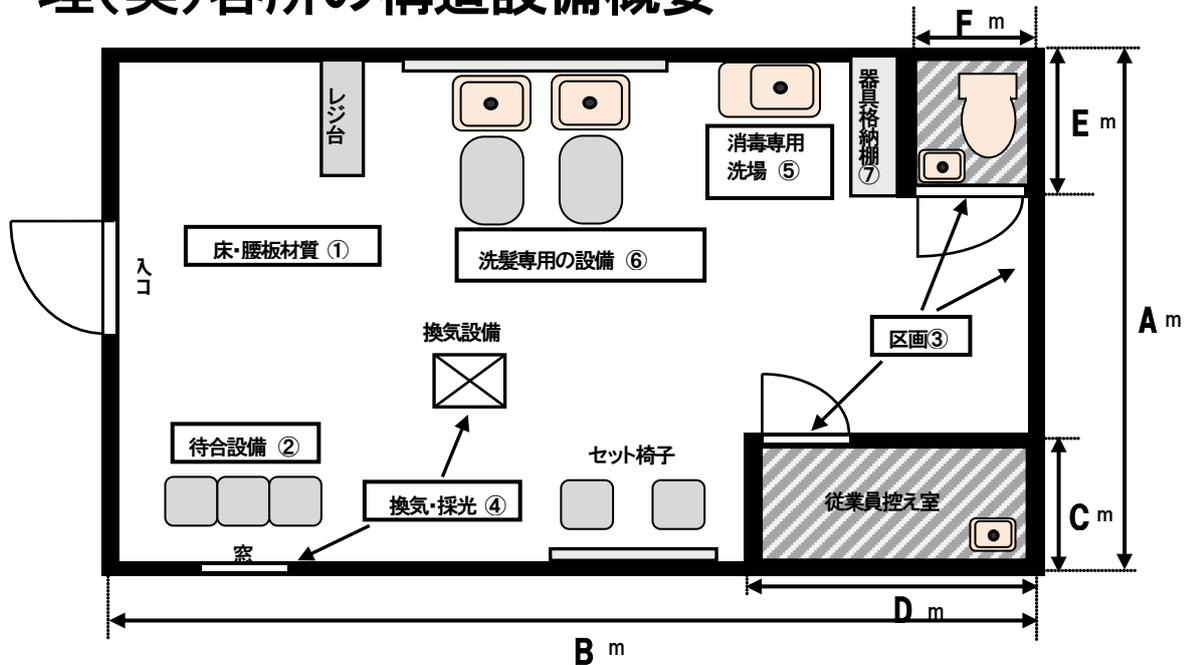
2 開設届出時に必要な書類

お手元に提出書類の控えの保管をお願いします

	必要書類	必要部数	チェック
1	理(美)容所開設届出書	1部	
2	施設の平面図(構造設備等の配置・寸法を記入) ※1 ※書き方は【3 理(美)容所の構造設備概要】(裏面)を参考にしてください	2部	
3	付近の見取図	1部	
4	理(美)容師免許証 【原本】 ※1 ※確認後、返却します	従事する理(美)容師 全員分	
5	結核、皮膚疾患の有無に関する医師の診断書(診断後3ヶ月以内のもの) ※1 ※「結核」「皮膚疾患」に関する記載があることを確認してください	従事する理(美)容師 全員分	
6	理(美)容師である従事者が2人以上いる場合 管理理(美)容師講習会修了証書 【原本】 ※1 ※確認後、返却します	—	
7	開設者が法人の場合 登記事項証明書(発行から6ヶ月以内のもの) ※確認後、返却します。	—	
8	開設者が外国人の場合 住民票(戸籍等が記載されていること)	1部	
9	手数料 16,000円	—	

※1 別業者から営業を譲り受けることによる新規の開設であって、施設に変更がない場合、「事業を譲渡されることを証する書類」及び「変更がないことの誓約書」の提出により省略することができます。

3 理(美)容所の構造設備概要



$$\text{営業面積} = A m \times B m - \{ (C m \times D m) + (E m \times F m) \}$$

↑ 従業員控え室やお手洗いは営業面積に含まれません

- 図面に記載する事項
- 施設の寸法
 - 営業面積
 - 消毒専用洗い場
 - 器具を格納する戸棚
 - 待合設備
 - 洗髪専用の設備・セット椅子
 - その他の設備の配置

項目	関連番号	主な衛生措置基準	根拠法令 理(美)容師法	チェック
営業面積	-	理容所は、作業及び衛生保持に支障を来さないよう11.55平方メートル以上(美容所は13.2平方メートル以上)の面積を確保すること	市条例 第3条第3号	
構造・区画	①	床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること	法施行規則 第26条第1号	
	②	理(美)容所は、待合設備を有すること	市条例 第3条第2号	
	③	理(美)容所は、居室、休憩室等作業に直接関係のない場所から隔壁等で区画されていること	市条例 第3条第1号	
換気・採光	④	採光、照明及び換気を充分にすること	法第12条第3項 (美容所は法第13条第3号)	
		理(美)容師が理(美)容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること	法施行規則 第27条第1号	
		理(美)容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと	法施行規則 第27条第2号	
消毒設備	⑤	消毒設備を設けること	法第12条第2号 (美容所は法第13条第2号)	
		洗場は、流水装置とすること	法施行規則 第26条第2号	
		器具及び手指の洗浄及び消毒を行うための洗い場(専用洗い場)を設けること 専用洗い場において器具及び手指以外を洗浄し、及び消毒しないこと 専用洗い場は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること 専用洗い場は、器具の洗浄及び消毒を適切に行うことができる十分な大きさであること 専用洗い場は、流水装置とすること	市条例 第3条第4～6号	
洗髪設備	⑥	洗髪専用の設備を設けること(上記「専用洗い場」とは別に設置すること) 洗髪専用設備は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること 洗髪専用設備は、流水装置とし、洗髪が支障なく行える大きさであること ※頭髪に係る作業(頭髪の刈込、染毛、パーマ剤を用いた施術)を行わない場合、洗髪専用設備の設置は必要ありません。	市条例 第3条第7号	
器具等の保管	⑦	消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して格納できる適当なガラス張りケース又はこれに類する戸棚等を設けること	市条例 第3条第9号	
		器具類及び布片類は、十分な量を備えること	市条例 第3条第11号	
その他	-	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること	法施行規則 第26条第3号	
		排水は適正に処理すること	市条例 第3条第8号	
		外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること	市条例 第3条第13号	

4 消毒方法について

(1) かみそり及び血液が付着している器具又はその疑いのある器具

次のいずれかの方法で消毒することが必要です

	消毒方法	必要なもの(例)
煮沸消毒器による消毒	沸騰後2分間以上煮沸する方法	<input type="checkbox"/> 煮沸消毒器
エタノールによる消毒	76.9%~81.4%エタノール水溶液中に10分間以上浸す方法	<input type="checkbox"/> 消毒用エタノール(76.9%~81.4%) <input type="checkbox"/> 器具を浸漬するための容器(蒸発しやすいため、密閉できるものが望ましい)
次亜塩素酸ナトリウムによる消毒	0.1%以上次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に10分間以上浸す方法	<input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム水溶液 ※使用時は0.1%以上に希釈 【希釈例】6%の原液を0.1%に希釈する場合 →60倍に希釈 原液15ml + 水885ml(出来上がり量900ml) <input type="checkbox"/> 器具を浸漬するための容器(消毒用バット等) <input type="checkbox"/> メスシリンダー2本(希釈用) ※金属類は、腐食させるので適さない

(2) 上記以外の皮膚に接する器具(はさみ、ブラシ、ロッド等)

次のいずれかの方法で消毒することが必要です

	消毒方法	必要なもの(例)
紫外線照射による消毒	20分間以上、85 μ w/cm ² 以上の紫外線を照射する方法	<input type="checkbox"/> 紫外線消毒器 ※目の細かいブラシの消毒には適さない
煮沸消毒器による消毒	沸騰後2分間以上煮沸する方法	<input type="checkbox"/> 煮沸消毒器
蒸し器などによる蒸気消毒	80 $^{\circ}$ Cを超える蒸気に10分間以上触れさせる方法	<input type="checkbox"/> 蒸し器
エタノールによる消毒	①76.9%~81.4%エタノール水溶液中に10分間以上浸す方法 ②エタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面を拭く方法	①の場合 <input type="checkbox"/> 消毒用エタノール(76.9%~81.4%) <input type="checkbox"/> 器具を浸漬するための容器(蒸発しやすいため、密閉できるものが望ましい) ②の場合 <input type="checkbox"/> 消毒用エタノール(76.9%~81.4%) <input type="checkbox"/> 綿若しくはガーゼ
次亜塩素酸ナトリウムによる消毒	0.01%以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に10分間以上浸す方法	<input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム水溶液 ※使用時は0.01%以上に希釈 【希釈例】6%の原液を0.01%に希釈する場合 →600倍に希釈 原液5ml + 水2995ml(出来上がり量3000ml) <input type="checkbox"/> 器具を浸漬するための容器(消毒用バット等) <input type="checkbox"/> メスシリンダー2本(希釈用) ※金属類は、腐食させるので適さない
逆性石けん液による消毒	0.1%以上の逆性石けん水溶液中に10分間以上浸す方法	<input type="checkbox"/> 逆性石けん液(塩化ベンゼルコニウム又は塩化ベンゼトニウム) ※使用時は0.1%以上に希釈 【希釈例】10%の原液を0.1%に希釈する場合 →100倍に希釈 原液10ml + 水990ml(出来上がり量1000ml) <input type="checkbox"/> 器具を浸漬するための容器(消毒用バット等) <input type="checkbox"/> メスシリンダー2本(希釈用)
グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒	0.05%以上のグルコン酸クロルヘキシジン水溶液中に10分間以上浸す方法	<input type="checkbox"/> グルコン酸クロルヘキシジン液 ※使用時は0.05%以上に希釈 【希釈例】5%の原液を0.05%に希釈する場合 →100倍に希釈 原液10ml + 水990ml(出来上がり量1000ml) <input type="checkbox"/> 器具を浸漬するための容器(消毒用バット等) <input type="checkbox"/> メスシリンダー2本(希釈用)
両性界面活性剤による消毒	0.1%以上の両性界面活性剤水溶液中に10分間以上浸す方法	<input type="checkbox"/> 両性界面活性剤(塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩酸アルキルジアミノエチルグリシン) ※使用時は0.1%以上に希釈 【希釈例】10%の原液を0.1%に希釈する場合 →100倍に希釈 原液10ml + 水990ml(出来上がり量1000ml) <input type="checkbox"/> 器具を浸漬するための容器(消毒用バット等) <input type="checkbox"/> メスシリンダー2本(希釈用)

5 理(美)容所の各種届出手続きについて

届出書の種類	内容	必要書類
開設届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者が変更した場合（個人⇄法人の変更も含む） ・ 施設を移転した場合（仮店舗も含む） ・ 施設を大規模に増・改築した場合 等 	2 開設時に必要な書類 をご覧ください
変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人代表者や営業者住所、施設名称等を変更した場合 	<input type="checkbox"/> 変更届出書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明（履歴全部事項証明）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を変更した場合（セット椅子の台数変更や小規模に増・改築した場合） ※施設を変更するときは、工事開始前に西福祉保健センターにご相談ください 	<input type="checkbox"/> 変更届出書 <input type="checkbox"/> 変更前の平面図 1部 <input type="checkbox"/> 変更後の平面図 2部
相続承継届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者（個人）が死亡し、相続人が理（美）容所を継いだ場合 	<input type="checkbox"/> 相続承継届出書 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） <small>※営業者と相続人の関係が分かるもの</small> <input type="checkbox"/> 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者（法人）が合併又は分割により理（美）容所を承継した場合 	<input type="checkbox"/> 合併・分割承継届出書 <input type="checkbox"/> 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書等
廃止届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業をやめた場合 	<input type="checkbox"/> 廃止届出書

6 関係機関一覧

項目	機関名	住所	TEL
・ 理（美）容師免許証 ・ 管理理（美）容師資格認定講習会修了証書の新規申請、書換え・再交付申請	(財)理容師美容師試験研修センター	〒135-8507 東京都江東区有明 3-7-26 有明フロンティアビル B棟9階	03-5579-6878

問い合わせ先

横浜市港北福祉保健センター
生活衛生課 環境衛生係

所在地 〒222-0032

横浜市港北区大豆戸町 26 番 1 号

電話 045-540-2373

FAX 045-540-2342